

て 広報 天龍

第76号

2000年4月26日

私たちの村

— 4月1日現在 —

人口 2,298 人

男1,076人 女1,222人

世帯数 977 世帯

発行 天龍村役場

編集 総務課

印刷 斉藤印刷所



“パネルシアターに くぎづけです”

(4月6日 天龍保育所入園式)

“先生、これから よろしくね!”

(4月5日 天龍小学校入学式)



**たくさんのお友達、
一緒に仲よく遊ぼうね!**

(関連記事は 12 ページ)

今年 は 2000年、国勢調査の年です。

28億7,600万円!!

整備・山村振興等農林漁業特別対策事業など

平成12年度一般会計当初予算及び特別会計当初予算は、3月定例議会において審議され、次のとおりとなりました。

一般会計は総額で28億7,600万円で、前年度に比べ3,700万円、1.3%の増となりました。

歳入

◎村 税
村民税、たばこ税の減等により四百四十七万円の減となりました。

◎地方交付税

当村の歳入の中で最も大きな比重を占めております。本年度は前年度に比べ一・四％、一千七百万円の減となりました。

◎国・県支出金

介護保険導入に伴う老人保護措置費等の大幅な減額等により、前年に比べ一五・二％、七千三百三十三万円の減となりました。

◎繰入金

財源確保のため、財政調整基金から三千万円、起債の繰り上げ償還を行うため減債基金より九千六百六十万円を取り崩す予定です。

◎村債

道路整備事業などの財源として、後年度財源補てんのある有利な起債を借入れる予定です。

歳出

歳出の主なものは、ドラゴンサミット関係経費六百

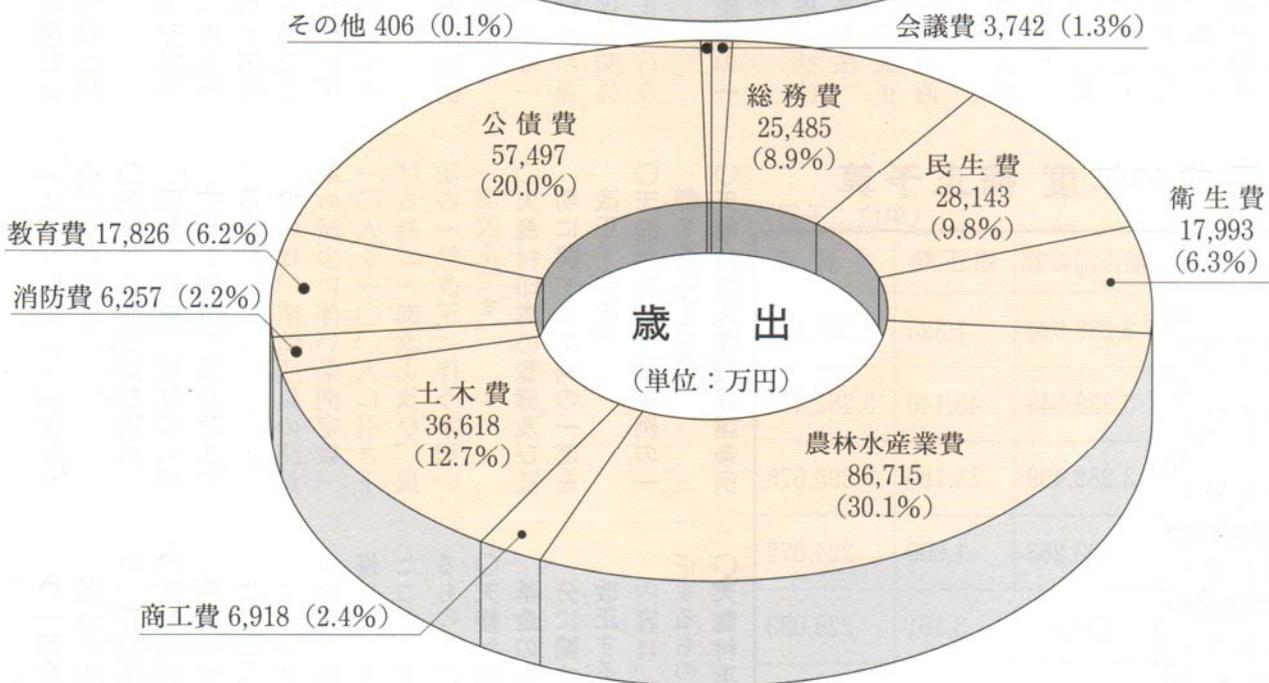
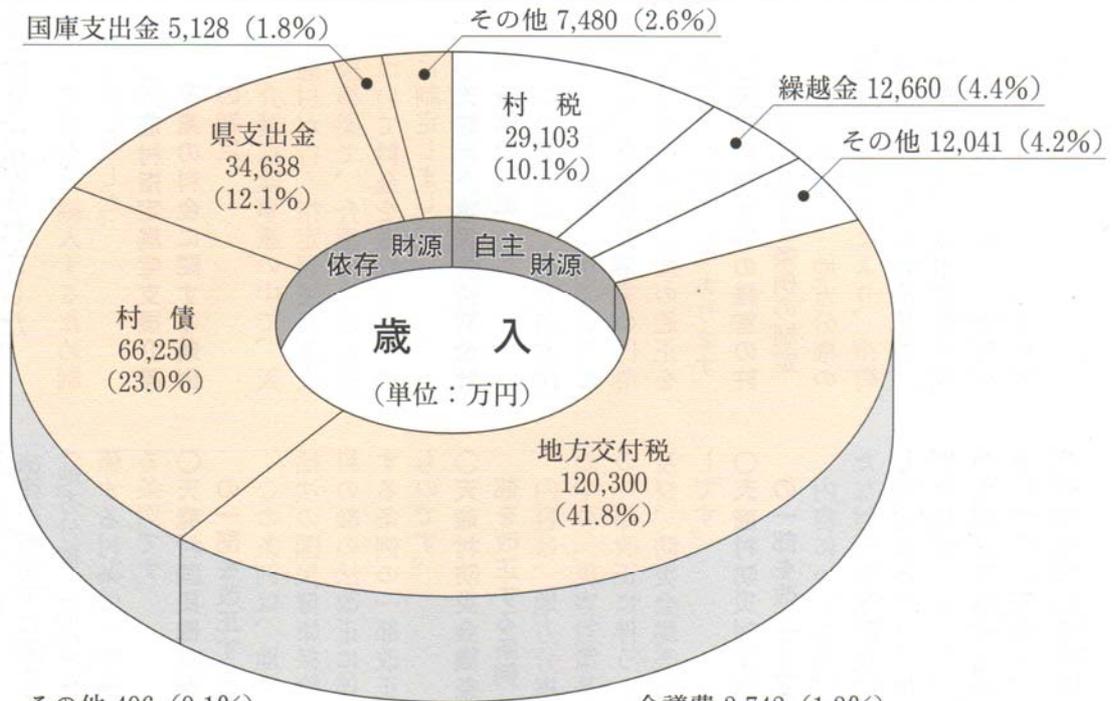
万円、介護サービス事業費	七千二百万円、スクールバ
三千九百万円、合併浄化槽	ス委託七百八十万円、小学
設置補助三百萬、村単農村	校パソコン整備一千百万円、
公園整備工事三千四百万円、	村史編さん費一千三百万円
地籍調査事業費二千四百万	などで、主要事業について
円、林道整備事業二億二千	は左記のとおりです。
百万円、村道整備事業二億	

主要事業の内容

- 公共下水道整備事業
本年度末には一部供用開始を予定している公共下水道整備事業は平成十四年度完成に向け、順調に進捗しています。この下水道特別会計への繰入金として三千六百七十七万円を計上しました。
- 林業地域総合整備事業
林道吉ヶ島線、中井侍線の開設に一億一千七百五十万円を計上しました。
- 山村振興等農林漁業特別対策事業
総合交流促進施設整備工事等に三億七千四百六十五万円を計上しました。
- 中山間地域総合整備事業
平成十年度から平成十四年度までの計画で、農林道整備等が行われます。その負担金として一千百五十五万円を計上しました。
- 一般廃棄物処理施設整備事業
昨年度から平成十三年度までの計画で、一般廃棄物の埋立処理施設の建設を行います。その工事費等として本年度、七千九百十八万円を計上しました。

平成12年度 一般会計当初予算

主要事業は公共下水道整備・林業地域総合



特別会計

(単位：万円)

国民健康保険	19,675	村営温泉	9,360
社会就労センター	4,641	村営下水道	25,498
村営水道	15,311	介護保険	20,684
老人保健	38,026		

議会だより

第一回定例議会

平成十二年第一回天龍村議会定例会は、三月十日に開会し、十六日までの七日間の会期で行われ原案どおり可決されました。

可決された案件

○天龍村介護保険条例の制定

この条例は、介護保険法に基づき、天龍村が行う介護保険、保険福祉事業、保険料、罰則、補則からなっており、特に、一号被保険者の保険料の普通徴収に関することを定め、附則については、特別対策の保険料軽減措置に関することを定めたものです。

○天龍村介護保険円滑導入基金条例の制定

介護保険事業の中で、特別対策の保険料軽減措置及び、介護保険法の円滑な実施のための準備等の財源に充てるため制定したものです。

○天龍村介護保険支払準備基金条例の制定

各会計年度において、歳入歳出の決算剰余金を生じた場合、条例の範囲内にお

いて基金に編入するため制定をしました。

○天龍村指定居宅支援介護事業の料金に関する条例の制定

介護保険事業の中で、天龍村が行う指定居宅介護支援事業で、介護保険法に基づいて料金を徴収するため制定しました。

○天龍村介護保険特別会計条例の制定

この条例は、地方自治法第二〇九条第二項の規程により、介護保険事業の円滑な運営とその経理の適正を図るためのものであります。

○天龍村墓地等の経営の許可等に関する条例の制定

この条例は、地方分権の推進法律整備により、市町村に委任されている墓地、埋葬等に関する事務が平成十二年四月一日より市町村に委譲されることにより制定したものです。

○地方分権の推進を図るための関係条例の準備に関する条例

この条例は、昨年七月十六日に公布された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(地方分権一括法)に伴い関係する村条例の整備に関する条例です。

○天龍村国民健康保険条例の一部を改正する条例

この条例は、地方分権一括法の国民健康保険法の過料の額の法改正に伴い関係する条例の一部改正を行うものです。

○天龍村防災会議条例の一部を改正する条例

内容は、地方分権一括法の中の「災害対策基本法」の一部改正に伴う一部改正及び、防災会議委員の見直しです。

○天龍村防災対策本部条例の一部を改正する条例

内容については、今回新たな村の地域防災計画見直し策定にあたり、併せて条例の見直しも行い、条文中の災害対策基本法の引用法令に伴う一部改正、現地震害対策本部の条文化等につ

いて、準則により一部改正を行うものです。

○天龍村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

内容は、消防団員の団員数の減少に伴い条例定数一〇人を一〇〇人に引き上げる為の一部改正及び、民法の一部改正に伴う字句の一部改正です。

○天龍村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○天龍村行政手続条例の一部を改正する条例
○天龍村個人情報保護条例

この条例は、介護保険法の施行に伴い関係政令の整備に関する政令が公布されたことに伴い一部を改正するものです。

○天龍村国民年金印紙購買基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

内容は、基金の総額を改正するものです。

○天龍村平岡保育所設置条例

平成11年度 補正予算 (単位：千円)

会計名	補正前の額	補正額	計
一般 (第6号専決)	3,238,020	1,323	3,239,343
一般 (第7号)	3,239,343	43,146	3,282,489
一般 (第8号)	3,282,489	13,189	3,295,678
国民健康保険 (第4号)	223,263	1,609	224,872
国民健康保険 (第5号)	224,872	3,161	228,033
村営水道 (第4号)	129,914	△3,200	126,714
村営温泉事業 (第4号)	125,126	415	125,541
村営下水道 (第4号)	382,437	△3,105	379,332

例の一部を改正する条例

この条例は、名称を「平岡保育所」から「天龍保育所」に改正するものです。

○天龍村授産所設置条例の全部を改正する条例

○天龍村授産所特別会計条例の一部を改正する条例

○天龍村職員定数条例の一部を改正する条例

内容については、基本法律を生活保護法から、社会福祉事業法に転換することに伴い、名称を「授産所」から「社会就労センター」に改正するものです。

又、それにあわせ、関係する特別会計条例、職員定数条例についても改正するものです。

○天龍村高齢者生活福祉センター条例の全部を改正する条例

介護保険施行に伴う条例の全部改正です

○天龍村農畜産物処理加工施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例

中山間地域特別農業農村対策事業により、施設の一部を改築し、設備の導入をしたため条文中の事業名

「第三期山村振興農林漁業対策事業の次に、「中山間地域特別農業農村対策事業」を加えるものです。

○天龍村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

現行、手数料等は規則にて徴収していましたが、今回条例化するよう義務づけられたものです。

○南信州広域連合規約の一部変更

これは、介護保険法の規定により特別養護老人ホームが指定居宅サービス事業者の指定を受ける事と、地方分権一括法案に伴う長野県条例の制定により広域連合の処理する事務及び広域計画の項目について規約の変更が必要になり地方自治法の規定により関係市町村の議決が求められたためです。

○固定資産評価審査委員の選任について議会の同意を求めることについて

今回任期満了となる伊藤善朗さんに代わり、向方区の長澤裕郎さんが選任されました。

○平成十一年度林総林道中

井待線開設工事変更請負契約について

○平成十一年度林総林道吉ヶ島線開設工事変更請負契約について

○平成十二年度天龍村議会事業計画

○(報告) 有限会社和知野川開発の経営状況について

陳情・意見書

「医療、介護の充実を求める意見書」

三月十七日付で関係大臣に送付致しました

一般質問

○松下平一議員

一、村長選への出馬表明はどうか

二、介護保険充足にあたり、ケアプランの現状について

三、国民健康保険特別会計について

○板倉良三議員

一、公共下水道の平成十三年春の一部供用開始に向けて、利用可能な地区とその地区の利用可能な戸数と、加入数と負担金の試算額について

二、味噌加工施設の設置に

伴う今後の活用実施計画について

三、平成十三年春の総合交

不審者を見かけたる!

(安心して暮らせる天龍村を)

平成十一年第四回定例議会において「オウム真理教の天龍村入村絶対拒否をする決議」(左記)が議員発議で提案され全会一致で可決されました。

村民の皆さんが平和で安心して暮らせる天龍村を守るため、ご協力をお願いします。

家の周りなどで不審な人を見掛けたら、

平岡駐在所 ☎三三・二〇二七 福島駐在所 ☎三三・二五〇九

まで御一報ください。

決議文

オウム真理教は平成六年夏、私たちの身近で起こした松本サリン事件、平成七年の地下鉄サリン事件、多種多様な毒ガスを利用してのこのような無差別殺人事件は、戦後、平和国家社会として発展してきた法治国家である日本社会と、日本国民が希求する平和共存社会を、根底から破壊する最も凶悪な犯罪である。

犯罪史上、類を見ない非

流促進施設完成に伴い、借入金償還と運営の具体的な方針について

この十二月一日に地下鉄サリン事件など一連の被害者への謝罪見解を発表したが、オウム対策二法案の成立が避けられないとの危機感から、少しでも世間の反オウム感情を弱め組織の存続を図る狙いがあると思われる、その不透明さは払拭できない。

私たちは、緑豊かで、自然環境に恵まれ、平和で安心して暮らせる天龍村を守るため、ここに天龍村民の総意をもって、オウム真理教関係者の入村をはじめ、関係施設・活動の場所提供等に対しての全てに、断固阻止する意思表示を明確に宣言し、ここに決議する。

平成十一年十二月十七日

長野県下伊那郡

天龍村議会

介護保険制度、スタートです!

介護保険料が決定しました。

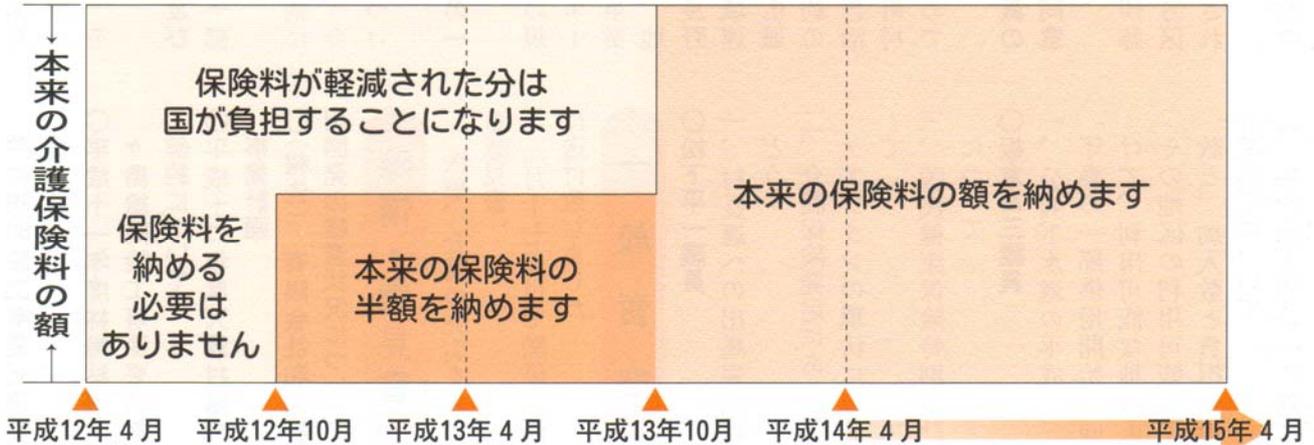
平成12年度・13年度は、保険料が軽減されます

65歳以上の方の介護保険料が決定しました。

しかし、国の軽減措置により、下の①の図に示してあるように、平成12年度については4月から9月までの半年間は無料、10月から3月までの半年間は保険料が半額になります。

また、平成13年度は4月から9月まで半額、10月以降は規定の金額となります。

①【平成12年度・13年度の65歳以上の方の保険料の額】



保険料の額は……

保険料の額は下の②の図のように、それぞれの方の所得に応じて5段階に分けて決められています。

②【保険料算定基準】

第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 (住民税世帯非課税)	基準額×0.5	軽 減
第2段階	世帯全員が住民税非課税	基準額×0.75	
第3段階	本人が住民税非課税	基準額×1.0	基 準
第4段階	本人が住民税課税で、合計所得金額 250万円未満	基準額×1.25	割り増し
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額 250万円以上	基準額×1.5	

軽減措置により、実際に納めていただく額は、左ページの③の図のようになります。

③【段階別の3か年の介護保険料（年額）】

	平成12年度 年額基準保険料	平成13年度 年額基準保険料	平成14年度 年額基準保険料
第1段階	3,750円	11,200円	14,950円
第2段階	5,620円	16,800円	22,420円
第3段階	7,500円	22,400円	29,900円
第4段階	9,370円	28,000円	37,370円
第5段階	11,250円	33,600円	44,850円

保険料の徴収

徴収の方法については、第1段階の方は村で徴収しますが、第2段階から第5段階の方については、年金からの天引きとなります。

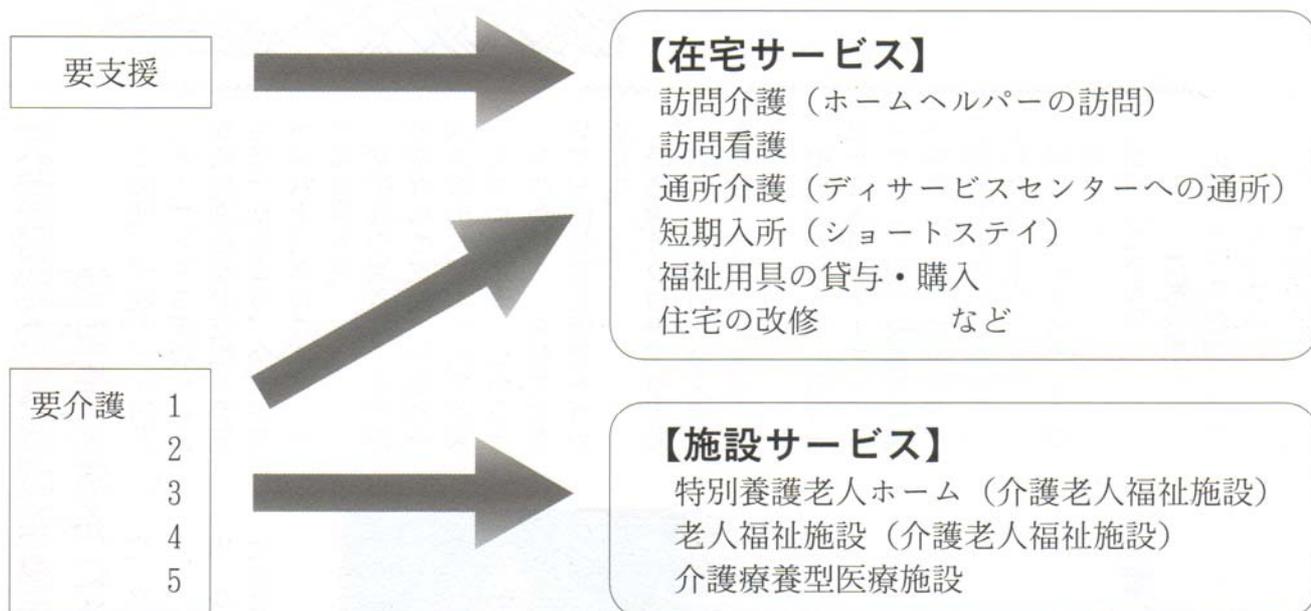
また、40才から64才までの方の保険料は、加入している医療保険を通じて、医療保険に介護保険料を上乗せして支払うこととなっており、金額はそれぞれの医療保険で決められます。

40才から64才の方の保険料は、国の軽減措置がありませんので、4月から支払うこととなります

介護サービスについて

要介護認定を受けた方は、居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業者）を選んでどのようなサービスが必要か相談し、一緒に介護サービス計画を作ります。利用者は、在宅でサービスを受ける場合、要介護認定に応じて使える金額の範囲内で、心身の状況、家庭の状況等に適したサービスを選ぶ事ができます。

介護保険で受けられるサービスは、要支援状態の方は施設サービスは受けられず、在宅サービスのみとなり、要介護状態の方は在宅・施設両方のサービスが受けられます。



国保に加入の40～64才の方へ

平成12年4月より介護保険がスタートしたことに伴い、一部の方の保険料が変わります。40～64才の方（第2号被保険者）は、今まで納めていただいていた医療分に加え介護分を合わせて世帯主の方が納めていただくようになります。皆様のご協力をお願いします。

平成11年度(9工区) 下水道事業施工箇所

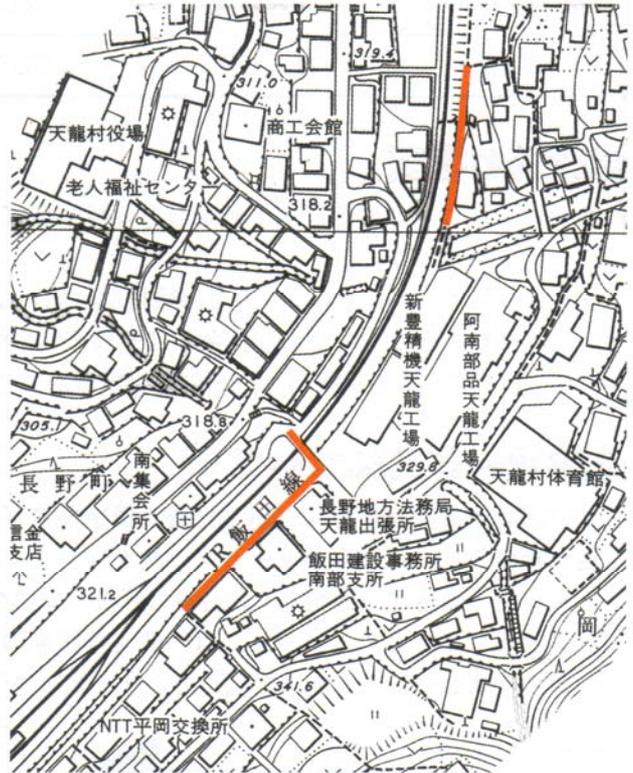
※付近住民の皆様をはじめ、村民の皆様には大変ご迷惑をお掛けして申し訳ありません。
なお、工事箇所は日々移動して行きますので、迂回路は現場の案内に従いご通行下さい。
また、ゴミの収集につきまして、工事区間外の周辺の収集場所へお出し下さい。

9工区

3月24日に入札が行われ吉川建設(株)が落札しました。

工事場所 JR平岡踏切
(岡本、南上地区の一部です。)

工 期 平成12年3月24日から
平成12年6月30日まで



天龍村総合交流促進施設支配人、 柏田光生さんに決定

この度、平成十三年四月にオープンする天龍村総合交流促進施設の支配人募集を行ったところ、全国各地から八十三名のご応募をいただきました。

支配人の選考は、まず書類審査にて支配人候補者を六名選出し、この六名が家族と共に二月十二日から十三日にかけて、天龍村において村内視察と面接を行いました。

最終選考の結果、柏田光生さんが天龍村総合交流促進施設の支配人に決定しました。

柏田さんは今年の四月一日から施設がオープンするまでの1年間、役場の振興課内において、施設の運営計画やPR等の仕事を行っていただきます。

村民の皆様よろしく願い致します。

○柏田光生さんの

ご家族紹介

柏田 光生さん(四十三歳)

保子さん

ひかるさん(生後三月)

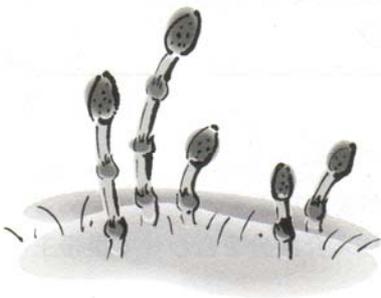
住 宅…西原

村宮住宅十五号

出 身…東京都北区

生まれ…静岡県

周智郡森町



水力発電施設 周辺地域交付金事業



林道折立線



清水集会施設

平成11年度の水力発電施設周辺地域交付金事業により、村道天竜川線、林道折立線の道路防護施設整備工事としてコンクリート吹付が、また、清水集会施設建設工事が行われました。

この事業は発電所などの水力発電施設をもつ市町村に、その施設建設などにより受けた自然・生活環境への影響を緩和するために交付されるもので、天龍村には32,644,000円が交付されました。



村道 天竜川線

日頃、村民の皆様には天龍温泉おきよめの湯をご利用いただき、ありがとうございます。おきよめの湯も平成六年五月に開業して以来、六年目になろうとしておりますが、去る一月三十日には開業から営業日数千七百二十日目にして、入浴者が五十万人を突破しました。これもひとえに皆様のおかげと、心から感謝申し上げます。幸運にも五十万人目になられた方は、愛知県瀬戸市在住の伊藤福枝さんでした。伊藤さんは年に数回、おきよめの湯を利用されている方で、「いつ来てもお湯がきれいで、気持ちが良い」と喜んでおられました。今後も皆様に喜んで利用していただける様、従業員一同努力していきたいと思っております。また、昨年より村内を巡回しております温泉送迎バスを引き続き実施しますので、おおいにご利用くださいますようお願いいたします。

**「おきよめの湯」
入湯五十万人達成！
（五十万人目の入浴者は、伊藤福枝さん）**
申し上げます。



地籍調査事業について

地籍調査事業とは、村内の約50%の地域について極めて精度の高い調査と測量によって、現在役場と法務局にある土地台帳と公図を新しく作り変える事業です。今、平岡地区と清水地区、折立地区が調査終了となっております。本年度は、前年度から行っております鶯巣地区と、今年度から始まる下山区で調査を行います。尚、この地籍調査事業は、平成二十八年度完了を目指しております。

国民宿舎

「伊良湖岬信州」

新装オープンについて

島崎藤村の『椰子の実』の詩でも知られる渥美半島の伊良湖岬に、飯伊地域の皆様の国民宿舎「伊良湖岬信州」がある事をご存じでしょうか？

国民宿舎「伊良湖岬信州」は飯伊地域の皆様の宿舎です。海の家として、海水浴・潮干狩り・渥美半島から鳥羽・伊勢への観光の拠点としてご利用いただけます。

この国民宿舎「伊良湖岬信州」が四月より新装オープンいたしました。新装オープン企画として四月から六月の宿泊者には伊良湖岬特産品のお土産をプレゼント。また、飯伊地域にお住まいの皆様には宿泊料一割引の特典や、海水浴で賑わう夏休みには飯伊地域にお住まいの皆様が優先的に「伊良湖岬信州」をご利用頂けるように、特別にお部屋を確保して、皆様のお越しをお待ち申しあげています。

今年の夏休みは是非、ご

家族やグループで、太平洋の大海原で思う存分夏休みを楽しまししょう。

・特別扱期間
七月三十日(日)～
八月十二日(出)の十四日間

・確保部屋数
六部屋(六畳Ⅱ二部屋・八畳Ⅱ三部屋・二十畳Ⅱ一部屋)

・対象者
飯伊地域にお住まいの方

・宿泊料金
大人一泊二食 六千円(小学生以下別料金)

・特別扱期間予約申込期限
七月九日(日)

(七月十日以降も宿泊予約の申込を承ります)

・予約申込場所
南信州広域連合事務所
(飯田合同庁舎内)

☎〇二六五―五三―七二〇〇

・予約方法
南信州広域連合まで電話

又は直接お申し込み下さい。

☆詳しくは、役場総務課

電話 三三二―二〇〇一

内線 二二二―二二三まで

平成十二年度 信州青年洋上セミナー 参加者募集

洋上での生活体験や研修、訪問国での交流を通じて、青年の皆さんが新たな自分を発見し、仲間との交流を育んで今後の活躍に活かされることを目指して実施されるものです。

・実施期間
七月十日～
七月十九日(十日間)

・訪問国
中華人民共和国

・募集内容
(河北省・北京市・天津市)

・募集方法
概ね二十～三十九歳一名

・申込書・健康診断書・住民票の写しを役場住民課に提出して下さい。

・費用
十九万円(村で全額補助)

・応募期間
五月十五日まで

☆詳しいお問い合わせは、役場住民課まで

電話 三三二―二〇〇一

内線 二二七

暴力追放ポスター・ 標語の募集について

暴力追放県民センターでは、暴力団を追放して明るく住みよい郷土作りのため、暴力相談・責任者講習・広報活動等を推進しています。

この度、暴力団排除に県民の皆さんの参加意識を高めるため、暴力追放活動に用いる「暴力追放ポスター・標語」を募集することになりました。左記の応募要領により応募下さるようお願い致します。

☆ポスター

○応募基準
・暴力団を許さない、暴力団を排除する意識の高揚を県民に訴えるもの

○応募用紙等
・B3版(五十一cm×三十六cm)の画用紙

・画用紙一枚につき一作品

・作品の裏面に作成のねらいを簡記

☆標語

○応募基準
・(財)長野県暴力団追放県民センターが行う「暴力団追放運動」に使用する標語

○応募用紙等
・官製はがき一枚につき何点でも可

☆共通事項
・応募作品は自作未発表作品に限りません。

・応募点数に制限はありません。

・作品には「住所・氏名・年齢・性別・職業または学校名(学年・組・自宅電話番号)」を明記して下さい。(ポスターは裏面に)

・応募資格は問いません。
・応募作品は返却致しません。
○締切り
平成十二年七月二十五日
当日消印有効

○表彰
・優秀賞 数点
発表は、平成十二年九月下旬に入選者に連絡致します。

○送付先
〒三八〇―八五二―長野市
大字南長野字幅下六九二―二
(財)長野県暴力追放県民センター 事務局
☎〇二六―三三―五二二四〇

新しい 成年後見制度に ついて

平成十二年四月一日から、新しい成年後見制度がスタートしました。この制度は、痴呆症高齢者・知的障害者・精神障害者など、精神上の傷害により判断能力が不十分な人の保護を図るためのもので、判断能力の程度に応じて分けられた後見、保佐、補助と任意後見契約を結んで行う任意後見があります。今までと異なり戸籍や官報には載らず、新設された登記に記録されることとなります。今回の改正では本人の意思をできるだけ尊重するための仕組みも用意され、制度を利用する場合には家庭裁判所が本人の言い分を聴いた上で判断することになりました。また、利用しやすい制度とするために医師の診断書などがあれば鑑定をしなくてもよい場合を認めることになりました。

本依頼についてのお問い合わせは、長野家庭裁判所事務局総務課庶務係（電話〇二六・二三二・四九九一内線六二三）をお願いします。

「民事介入暴力 一日相談所」が 開設されます

暴力団対策法の施行と長引く不況などの影響により資金源の獲得がままならず、暴力団が民事に介入して資金源の開拓に躍りになっている傾向が見られます。

このような情勢下にあるため警察と弁護士会・長野県暴力追放センターでは「民事介入暴力一日相談所」を次の通り開設します。暴力団の問題でお困りの方は、お気軽にご相談下さい。

日時 平成十二年六月十一日(日)
場所 飯田文化会館二階
暴力団からの
・借金の取立て、手形の取立て
・用心棒料などのお金の要求
・人の弱みにつけ込んだ金品の要求
・交通事故等の示談介入
・家屋の立退き、不動産問題
などでお困りの方は、お気軽にご相談下さい。

詳しくは、お近くの警察署交番・駐在所又は、(助)長野県暴力追放県民センター
(☎)〇二六・三三三・二一四〇〇
へお問い合わせ下さい。

阿南消防署からの お知らせ

平成十二年四月一日から火薬類の許可申請手数料が左記のように変更となりました。

①許可申請手数料の納付方法が長野県収入証紙から、現金扱いとなりました。

②申請手数料が「南信州広域連合使用料及び手数料に関する条例」により変更されました。

変更後手数料

- ・火薬類の譲渡し許可 一二〇〇円
- ・火薬類の譲受け消費許可 二四〇〇円
- ・火工品のみ 二四〇〇円
- ・火薬量二五kg以下 三五〇〇円
- ・火薬量二五kg超 六九〇〇円
- ・煙火の消費許可 七九〇〇円

なお、不明な点については、阿南消防署☎二二・三三四四までお問い合わせ下さい。

天龍村地域振興券の利用結果

(利用率九十九・一%)

国の緊急経済対策として、昨年の三月十六日から各種の要件を満たす村民皆様に交付しました、天龍村地域振興券の使用期限が九月三十日に終了し、特定事業者から金融機関への換金申出が十二月三十日をもって完了したことにより、地域振興券の利用結果がまとまりました。

地域振興券の配布枚数は、一万六千五百枚で利用枚数が一万六千三百五十八枚となり利用率は九十九・一%でした。

平成十二年度は固定資産税の 納期が変更になります

例年、固定資産税第一期の納期は四月末となっておりますが、本年度は三年に一度の資産評価替えの年にあたり、課税処理の関係上、この年に限り固定資産税第一期の納期が四月から五月末に変更となります。

軽自動車税や自動車税等の納期と重複いたしますが、ご理解のうえ納入いただきますようお願いいたします。また、各税で口座振替をご利用の方は、通帳の残高にご注意いただきますようお願いいたします。

なお、固定資産税第二、四期の納期は例年どおり七・九・十二月となります。

緑の募金にご協力下さい

四月一日(土)から五月三十一日(水)までは、緑化推進特別強調月間です。この期間中、健全な森林づくりや緑豊かな環境づくりを進めようと、「緑の募金」が行われます。

緑あふれる住み良い環境をつくるため、皆さんのご協力を願います。

一年間よろしくお願ひします
平成十二年度区長名簿

(平成十二年四月一日現在)

地区名	区長名	地区名	区長名	地区名	区長名
為栗	松下ヨシ子	南中	澤上 章	倉の平	熊谷 博文
折立	吉沢 光平	栄町	村松 二男	坂部	堤本 利光
清水	森田ウメ子	南下	板倉 武良	中組	島崎久実男
東原A	塚田 市三	松島	大平 茂人	戸口	恩澤 博司
東原B	植竹 由羌	松島中電	花輪 孝雅	大久那	村松 守
西原	遠山 善治	長沼	村澤 正男	合戸	熊谷 道弘
中央	村田みずほ	長島宇連	松下 倉実	向方	村松 武彦
北	大澤 広和	鶯巢	関口 達也	峠山	橋場 定美
本町	熊谷 秀雄	十久保	熊谷長太郎	大河内	田村 浩敏
余野	熊谷 明	下山	小林 生	梨畑	村松 辰雄
岡本	鎌倉 省貴	中井侍	大平 邦芳	見遠	村松 康秀
長野町	永嶺 誠一	途中上平	大澤 光雄		
長野	鈴木 正登	鶯巢宇連	上竹 裕光	区長計	39
南上	桑山 進	福島	佐々木忠久	伍長計	136

お世話になります

人事異動 (敬称略)

学 校

◎天龍小学校

- 宮坂 文人 (三年生)
- 松本 訓幸 (四年生)
- 前田 朋子 (音楽)

◎天龍中学校

- 田中 秀穂 (校長)
- 萩上 憲三 (教頭)
- 堀内 進 (一年生副担)
- 岩田 哲也 (三年生副担)
- 熊谷 洋 (特殊学級)

消 防

平成十二年度天龍村消防団役員が選任されましたのでお知らせします。

- 団 長 後藤 知久
- 副 長 竹田 順次
- 本 部 長 鈴木 一寿
- 機 関 長 花田 清一
- 救 護 長 仲間 充基
- 喇 叭 長 大平 哲士
- 喇 叭 部 長 仲 英典
- 喇 叭 班 長 村松 美里
- 旗 手 瀧澤 浩敏
- 第一分団長 秦 一登
- 副分団長 金田 博文

役 場

◎退 職

三月三十一日付で次の方が退職されました。

- 大変ご苦勞様でした。これからも、天龍村発展のためにご協力を願ひします。
- 熊谷 里美 (総務課)
- 池戸 陽子 (住民課)
- 宮澤 幸子 (養護天龍荘)
- 熊谷 梅香 (養護天龍荘)

◎新規採用

四月一日付で次の者が、新しく村の職員となりました。村民の皆様の暖かなご指導よろしくお願ひします。

- 白川あゆみ (住民課)
- 伊藤 照子 (天龍小学校)

なお、詳しい役場職員の所属については、先に送付した回覧文書をご覧ください。



表紙によせて

◎天龍保育所

僕たち、私たちの保育所の名前が四月一日より、「天龍保育所」に変わりました。

新しいお友達九名を迎えて三十名で新年度がスタートしました。広い園庭で走り回ったり、ブランコや滑り台で遊んだり、砂場でお山をつくったり、子供達の元気な姿が早速見られました。

◎天龍小学校

四月五日に天龍小学校の入学式が行われ、新しく十二名が小学生の仲間入りしました。

新入生は、来賓の祝辞や、校長先生のお話を少し緊張気味で聞いていました。

一日も早く、学校に馴れて楽しい学校生活を送ってほしいものです。

当日入学式に先立ち、天龍小学校へ、元平岡小学校長泉好一氏書「信善美」の額を寄贈いただいた泉孝雄氏と、宮澤秀一(秀臣・秀扇)氏書「至誠」の掛け軸を寄贈いただいた村澤仁氏に学校長より感謝状の贈呈式がありました。

また、新入生全員に阿南警察署平岡・福島駐在所より交通安全のワッペンが贈られました。